

○「特定自動運行に関する事務処理要領」の制定について

令和5年3月31日

岩交企第152号 警察本部長

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）等により特定自動運行に係る仕組みが設けられ、令和5年4月1日から施行されることとなったところであるが、これに関する事務処理要領を制定したので、関係事務の運営に万全を期されたい。

特定自動運行に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、法及び施行規則に規定する特定自動運行の許可の申請等の手続きについて必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 「特定自動運行」とは、法第2条第1項第17号の2規定する特定自動運行をいう。
- (2) 「特定自動運行実施者」とは、法第75条の16第1項に規定する特定自動運行実施者をいう。
- (3) 「特定自動運行業務従事者」とは、法第75条の19第1項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。
- (4) 「特定自動運行主任者」とは、法第75条の19第2項の規定により指定した特定自動運行主任者であり、次に掲げる要件を満たす者をいう。
  - ア 両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。
  - イ 遠隔監視装置その他の特定自動運行計画に従って特定自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること。
  - ウ 前記ア及びイに定めるもののほか、法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと。
- (5) 「現場措置業務実施者」とは、法第75条の19第3項の規定により指定した現場措置業務実施者をいう。

第2 許可の申請の方法等

1 許可の申請先

(1) 許可の申請先

許可の申請先は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長を經由し

て行うこととする。

(2) 二以上の警察署の管轄にわたる場合

警察署長は、特定自動運行の許可の申請を受理した場合において、特定自動運行を行おうとする経路が二以上の警察署長の管轄にわたる場合には、当該関係警察署長に協議しなければならない。

(3) 二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

一の特定自動運行を行おうとする経路が二以上の公安委員会の管轄区域にわたる場合には、当該複数の公安委員会それぞれの管理に属する警察署長に対して行わせるものとする。

2 申請書類

(1) 申請書の様式

申請書の様式は、施行規則第9条の20第1項の別記様式第5の9とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書及び添付書類の提出部数は、2通とする。

(3) 申請書の記載事項

ア 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

イ 特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）

(4) 申請書の添付書類

施行規則第9条の21第1項の規定に基づく添付書類は、次のとおりとする。

ア 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 住民票の写し、旅券等の写し又は登記事項証明書及び役員の住民票の写し

ウ 特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面

エ 法第75条の12第2項第2号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真

オ 法第75条の13第1項第5号の基準に適合することを明らかにする書類

3 申請書の受理

警察署長は、申請書の提出を受けたときは別添第1「特定自動運行（変更）許可申請等進達書」に記載されている事項について確認し、所定の様式で内容が具備されている場合はこれを受理するものとする。

4 公安委員会への進達

警察署長は、前記2の申請書及び添付書類（以下「申請書類等」という。）各1通を別添第1「特定自動運行（変更）許可申請等進達書」により交通部交通企画課長を經由して公安委員会宛に進達するものとし、別添第2「特定自動運行（変更）許可申請等受理管理簿」を備え、所定の事項を登載の上、申請書類等の控えを保管しておかなければならない。

第3 許可の審査

1 許可基準

公安委員会は、許可をしようとするときは、法第75条の13第1項の規定に基づいた次の「許可基準」により、審査するものとする。

- (1) 「特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車は特定自動運行を行うことができるものであること」

特定自動運行用自動車は自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第2項に規定する条件をいう。）を満たさないこととなったとき、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を備えていることをいう。

- (2) 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行は当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること」

特定自動運行計画が、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることをいう。

- (3) 「法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること」

特定自動運行計画に従って整備される装置、人員、当該人員に対する教育訓練の要領等によれば、特定自動運行業務従事者に対する教育や特定自動運行が終了した場合の措置等、法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施することができると考えられることをいう。

- (4) 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」

特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障（社会通念上許容し得る程度のもにとどまる多少の支障は含まない。）を及ぼすおそれがないと考えられることをいう。

- (5) 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること」

特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、特定自動運行を行うことにより当該地域における移動手段の確保等の住民の利便性の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められることをいう。

## 2 国土交通大臣等及び市町村の長に対する意見聴取

公安委員会は、許可をしようとするときは、法第75条の13第2項の規定に基づき、国土交通大臣等及び市町村の長に対し、別添第3「特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）」により意見聴取しなければならない。

## 3 国土交通大臣等及び市町村の長以外の者に対する意見聴取

公安委員会は、許可をしようとするときは、施行規則第9条の22の規定に基づき、次の者に対し、別添第4「特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）」により意

見を聴くことができる。

- (1) 特定自動運行の経路をその区域を含む都道府県の知事
- (2) 特定自動運行の経路を構成する道路の管理者
- (3) 上記のほか、学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者

#### 4 欠格事由

法第75条の14第1号の規定に基づき、特定自動運行の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない者のほか、法人が許可の取消しを受けた場合に当該取消しの原因となった事項が発生したときに役員として在任した者で、当該取消しの日から5年を経過していない者は、特定自動運行の許可を受けることができない。

また、法第75条の14第2号の規定に基づき、特定自動運行の許可を受けようとする者が法人の場合には、役員にこれらの者がいる場合にも、特定自動運行の許可を受けることができない。

#### 5 許可に付する条件

法第75条の15の規定に基づき、公安委員会は、許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

また、特定自動運行の許可を与えた後において、客観的事情が変わった場合のような特別の必要が生じたときは、当該条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

#### 6 標準処理期間

申請を受理してから許可するまでの標準処理期間は、45日以内に許可することを原則とする。ただし、次の(1)から(3)に掲げる場合に該当するときは、処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることができない。

- (1) 施行規則第9条の21第2項の規定に基づき、特定自動運行の許可の申請者に対し、審査に必要な資料を提出すること及び特定自動運行計画に公安委員会が必要と認める事項を定めることを求める必要がある場合
- (2) 施行規則第9条の22の規定に基づく都道府県知事、道路管理者、学識経験者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取が必要な場合
- (3) 特定自動運行の経路が二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

#### 7 許可に係る公示

公安委員会は、特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可をしたときは、法第75条の17の規定に基づく次の事項を公示するものとする。

- (1) 許可をした旨
- (2) 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 特定自動運行の経路
- (4) 特定自動運行を行う日及び時間帯
- (5) 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況
- (6) 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度
- (7) 許可の年月日

(8) 上記のほか、公安委員会が必要と認める事項

#### 第4 許可証の交付

##### 1 許可をしたとき

公安委員会は、特定自動運行の許可をしたときは、施行規則第9条の19第1項の別記様式第5の7の許可証を交付しなければならない。

##### 2 許可証を亡失等したとき

許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた公安委員会に施行規則第9条の19第2項の別記様式第5の8の再交付申請書及び当該許可証（当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、再交付申請書のみ）を提出して許可証の再交付を申請することができ、この再交付の申請先は、当該許可の申請をした警察署長とする。

##### 3 公安委員会への進達

警察署長は、前記2の再交付申請書及び当該許可証（当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、再交付申請書のみ）を別添第1「特定自動運行（変更）許可申請等進達書」により交通部交通企画課長を経由して公安委員会宛に進達するものとし、別添第2「特定自動運行（変更）許可申請等受理管理簿」に所定の事項を登載しておかなければならない。

#### 第5 許可証の返納

##### 1 許可証の返納を要する場合

特定自動運行を行わないこととしたとき、特定自動運行の許可が取り消されたとき、及び許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したときは、当該許可証に係る特定自動運行実施者は、遅滞なく、当該発見し、又は回復した許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならず、返納するときは、別添第5「特定自動運行許可証返納届出書」により当該許可の申請をした警察署長に対し、届け出るものとする。

なお、特定自動運行の許可には期限がないことから、特定自動運行実施者が施行規則第9条の38第1項に規定する許可証の返納を行わない限り、当該許可の効力は失われないことに留意すること。

また、特定自動運行実施者が以下のいずれかに該当することとなったとき、以下に掲げる者は、遅滞なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない。

##### (1) 死亡した場合

同居の親族又は法定代理人

##### (2) 法人が合併以外の事由により解散した場合

清算人又は破産管財人

##### (3) 法人が合併により消滅した場合

合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

##### 2 公安委員会への進達

警察署長は、前記1の特定自動運行許可証返納届出書及び当該許可証を別添第1「特定自動運行（変更）許可申請等進達書」により交通部交通企画課長を経由して公安委

員会宛に進達するものとし、別添第2「特定自動運行（変更）許可申請等受理管理簿」に所定の事項を登載しておかなければならない。

### 3 返納に係る公示

公安委員会は、許可証の返納を受けたときは、施行規則第9条の38第4項に基づく次の事項を公示するものとする。

- (1) 許可が失効した旨
- (2) 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 特定自動運行の経路
- (4) 特定自動運行を行う日及び時間帯
- (5) 許可が失効した年月日
- (6) 上記のほか、公安委員会が必要と認める事項

### 第6 手数料の徴収

- 1 警察署長は、別添第6「手数料確認台帳」を備え、手数料の納付があつた都度記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 手数料の事務取扱については、次の点に留意しなければならない。
  - (1) 徴収は1計画ごとに、当該許可の申請時において、申請者から徴収する。
  - (2) 岩手県収入証紙は、別添第7「手数料納付書」に貼付し、申請書の写しを添えて警察署において保管すること。
  - (3) 手数料は、警察署長が許可の申請書を受理した日が、消印の日となる。
  - (4) 手数料の額は、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）第2条に規定する額とする。

### 第7 許可事項の変更

法第75条の16の規定に基づく許可事項の変更の手続きは、次により行うものとする。

#### 1 特定自動運行計画の変更許可

特定自動運行実施者は、特定自動運行計画を変更しようとするとき（後記2の軽微な変更を除く。）は、施行規則第9条の23第1項の別記様式第5の10の変更許可申請書を提出し、公安委員会の許可を受けなければならない。

このときの許可の申請先は、特定自動運行の許可の申請をした警察署長とし、公安委員会への進達要領は、前記第2の4と同様とする。

なお、特定自動運行計画の変更許可の標準処理期間については、前記第3の6と同様とし、手数料の徴収については、前記第6と同様とする。

#### 2 軽微変更等の届出

##### (1) 特定自動運行計画の軽微な変更

特定自動運行実施者は、次の変更をしようとするときは、施行規則第9条の25第1項の別記様式第5の11の変更届出書により当該許可の申請をした警察署長に対し届け出るものとする。

ア 特定自動運行用自動車の自動車登録番号又は車両番号及び車台番号の変更であつて、当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の台数の変更を伴わないもの

イ 特定自動運行を管理する場所の連絡先の変更

警察署長は、同変更届出書、当該許可証及び添付書類を別添第1「特定自動運行（変更）許可申請等進達書」により交通部交通企画課長を経由して公安委員会宛に進達するものとし、別添第2「特定自動運行（変更）許可申請等受理管理簿」に所定の事項を記載しておかなければならない。

なお、添付書類については、前記アの場合は自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面及び当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の一覧表を、前記イの場合は当該変更の事実を証する書面とする。

(2) 軽微な変更等の届出等

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所を変更したときは、変更の日から30日以内に、公安委員会に届け出なければならず、届出の方法は、施行規則第9条の25第1項の別記様式第5の11の変更届出書により当該許可の申請をした警察署長に対し、届け出るものとする。

警察署長は、同変更届出書、当該許可証及び添付書類を別添第1「特定自動運行（変更）許可申請等進達書」により交通部交通企画課長を経由して公安委員会宛に進達するものとし、別添第2「特定自動運行（変更）許可申請等受理管理簿」に所定の事項を記載しておかなければならない。

なお、添付書類については、住民票の写し、旅券等の写し又は登記事項証明書及び役員の住民票の写しとする。

これらの届出があった場合において、当該許可証の記載事項に変更が生じる場合には、許可証を書き換える必要があることに留意すること。

## 第8 行政処分

### 1 特定自動運行実施者に対する指示

(1) 特定自動運行実施者に対する指示

公安委員会は、法第75条の26第1項の規定に基づき、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し法若しくは法に基づく命令の規定若しくは法の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、別添第8「特定自動運行に関する指示書」及び別添第15「別紙」により、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。）を指示することができる。

(2) 指示の手続

ア 指示を行う場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「道運法」という。）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「貨物自運法」という。）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号。以下「貨物運送法」という。）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、別添第9「特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書」により当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。

イ 指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞及び弁明規則」という。）第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第63条の2の2第1項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

## 2 許可の取消し及び許可の効力の停止

### (1) 許可の取消し及び許可の効力の停止の要件

公安委員会は、法第75条の27第1項の規定に基づき、次のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

ア 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反したとき

イ 特定自動運行計画が前記第3の1の許可基準に適合しなくなったとき

ウ 特定自動運行実施者が前記第3の4の欠格事由のいずれかに該当することとなったとき

また、公安委員会は、当該許可の取消し又はその効力の停止を行った場合には、施行規則第9条の33の別記様式第5の12の通知書及び別添第15「別紙」により、当該処分を受けた者に通知するものとする。

### (2) 許可の取消しに係る公示

公安委員会は、法第75条の27第3項の規定に基づき、特定自動運行の許可を取り消したときは、次の事項について公示するものとする。

ア 許可を取り消した旨

イ 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

ウ 特定自動運行の経路

エ 特定自動運行を行う日及び時間帯

オ 許可を取り消した年月日

カ 上記のほか、公安委員会が必要と認める事項

### (3) 許可の取消し及び効力の停止の手続

ア 許可の取消し又は効力の停止を行う場合において、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道運法第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自運法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物運送法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、別添第9「特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書」により当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。

イ 許可の取消しを行う場合には、聴聞及び弁明規則第8条に規定する聴聞通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し聴聞の機会を付与すること。

ウ 許可の効力の停止を行う場合には、聴聞及び弁明規則第20条に規定する弁明通

知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。

### 3 許可の効力の仮停止

#### (1) 許可の効力の仮停止の要件

法第75条の28第1項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があった場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があった日から起算して30日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下「仮停止」という。）をすることができる。

ア 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があったとき

イ 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し法若しくは法に基づく命令の規定若しくは法の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき

また、警察署長は、仮停止を行った場合には、施行規則第9条の35の別記様式第5の13の通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

#### (2) 公安委員会に対する報告

法第75条の28第3項の規定に基づき、仮停止をした警察署長は、別添第10「仮停止処分報告書」により速やかに、次の事項を交通部交通企画課長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

ア 仮停止をした旨

イ 仮停止に係る許可を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ 仮停止を受けた許可に係る許可証番号

エ 仮停止の年月日

オ 仮停止の理由

#### (3) 弁明の機会の付与

ア 法第75条の28第2項の規定に基づき、警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して5日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し、別添第11「弁明通知書」により弁明の機会を与えなければならない。

イ 公安委員会は、弁明を口頭であることを認めたときは、その指名する警察官に弁明を録取させなければならない。

ウ 弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法の条項並びにその原因となる事実を弁明者に対し説明しなければならない。

エ 弁明録取者は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した別添第12「弁明調書」を作成し、これに記名しなければならない。

(ア) 弁明の件名

(イ) 弁明の日時及び場所

(ウ) 弁明録取者の職名及び氏名

(エ) 弁明の日時に出席した当事者又は代理人の氏名及び住所

(オ) 当事者の弁明の要旨

(カ) その他参考となるべき事項

オ 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、弁明調書を交通部交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

カ 当該処分に係るもの又はその代理人が提出した証拠書類等に関しては、別添第13「提出物目録」を作成してその写しを交付すること。

また、これを還付する場合には、別添第14「還付請書」と引き換えに行うものとする。

#### 4 国家公安委員会への報告

法第75条の29の規定に基づき、公安委員会は、前記1の特定自動運行実施者に対する指示若しくは前記2の許可の取消し若しくは許可の効力の停止をしたとき、又は前記3の警察署長からの報告を受けたときは、次の事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所
- (2) 処分の別及び理由
- (3) 特定自動運行実施者に対する指示にあってはその内容
- (4) 処分の期日及び処分に係る期間

#### 第9 立入検査

1 法第75条の25第1項の規定に基づき、公安委員会は、特定自動運行に関する規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に、特定自動運行を管理する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 法第75条の25第2項に規定する身分を証す証票は、警察手帳とし、立入検査開始前に関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 報告及び資料の徴収並びに立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わなければならない。したがって、犯罪捜査目的や法の施行に無関係な他の行政目的のために、報告及び資料の徴収並びに立入検査を行うことはできないことに留意すること。
- (2) 立入検査は、特定自動運行を管理する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に直接立ち入るものであり、特定自動運行実施者にとって負担が大きいものであることから、報告又は資料の徴収で目的が達成できる場合には、これによること。

#### 第10 道路使用許可との関係

特定自動運行が終了した後に、当該特定自動運行用自動車の運転を行う場合において、当該運転が、遠隔型自動運転システムを用いて自動車を走行させ、又は、特別装置自動車を走行させる態様により行われるものであるなど、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態又は方法により道路を使用する行為に該当するときは、特定自動運行の許可に加え、法第77条第1項の道路使用許可が必要となることに留意すること。

別添第 1

保存	用済後廃棄
廃棄	

岩手県公安委員会  
殿  
(交通企画課長)

警察署長

特定自動運行（変更）許可申請等進達書

みだしのことについて、別添のとおり申請（又は届出）があったので、下記事項を確認の上、関係書類を添えて進達する。

記

1 申請・届出別

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 特定自動運行の許可 | <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画の変更の許可 |
| <input type="checkbox"/> 許可証の再交付   | <input type="checkbox"/> 許可証の返納         |
| <input type="checkbox"/> 軽微変更等の届出  |   |

2 添付書類

- 申請・届出書  
申請・届出者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_
- 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- 住民票の写し、旅券等の写し又は登記事項証明書及び役員の住民票の写し
- 特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面
- 法第75条の12第2項第2号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真
- 法第75条の13第1項第5号の基準に適合することを明らかにする書類
- 汚損し、又は破損した許可証
- 軽微変更等をする場合の当該許可証
- 特定自動運行用自動車の一覧表等、その他必要な書類

3 欠格事由

- 特定自動運行の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない者ではないか
- 法人が許可の取消しを受けた場合に、当該取消しの原因となった事項が発生した当時に役員として在任した者で、当該取消しの日から5年を経過していない者ではないか
- 特定自動運行の許可を受けようとする者が法人の場合には、役員に上記に該当する者がいないか

4 手数料

- 岩手県収入証紙が納付されているか

別添第 2

特定自動運行（変更）許可申請等受理管理簿

受 理 年 月 日 取 扱 者	申 請 ・ 届 出 種 別	申 請 ・ 届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称 ( 電 話 番 号 ) 許 可 証 番 号	本 部 進 達 月 日 取 扱 者
. .	<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画変更許可 <input type="checkbox"/> 許可証の再交付 <input type="checkbox"/> 許可証の返納 <input type="checkbox"/> 軽微変更等の届出	( )	/
. .	<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画変更許可 <input type="checkbox"/> 許可証の再交付 <input type="checkbox"/> 許可証の返納 <input type="checkbox"/> 軽微変更等の届出	( )	/
. .	<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画変更許可 <input type="checkbox"/> 許可証の再交付 <input type="checkbox"/> 許可証の返納 <input type="checkbox"/> 軽微変更等の届出	( )	/
. .	<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画変更許可 <input type="checkbox"/> 許可証の再交付 <input type="checkbox"/> 許可証の返納 <input type="checkbox"/> 軽微変更等の届出	( )	/
. .	<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画変更許可 <input type="checkbox"/> 許可証の再交付 <input type="checkbox"/> 許可証の返納 <input type="checkbox"/> 軽微変更等の届出	( )	/
. .	<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画変更許可 <input type="checkbox"/> 許可証の再交付 <input type="checkbox"/> 許可証の返納 <input type="checkbox"/> 軽微変更等の届出	( )	/

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日

岩手県公安委員会 印

年 月 日、別添 1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第 1 項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第 2 項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車には自動運行装置が搭載されているか。また、当該自動運行装置は、運転者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便性の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別添第 4

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

殿

年 月 日

岩手県公安委員会 印

年 月 日、別添 1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第 1 項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第 9 条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別添第 5

<p>特定自動運行許可証返納届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>岩手県公安委員会 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称及び住所</p>	
許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	
返 納 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別添第 6

手 数 料 確 認 台 帳

署長印	責 任 者 印 確 認 印	申 請 種 別	徴 収 年 月 日	納 付 者 氏 名	取 者 扱 印
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			
		<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画 変更許可			

# 手数料納付書

年 月 日

岩手県公安委員会 殿

納付者

住所

氏名

年 月 日付けの 特定自動運行の許可の申請 につき、手数料  
特定自動運行計画の変更許可の申請

として次の岩手県収入証紙を納付します。

岩  
手  
県  
収  
入  
証  
紙  
貼  
付  
欄

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別添第 8

<p>特定自動運行に関する指示書</p> <p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>岩手県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日

岩手県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（の写し）のとおり、を行う  
ことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。  
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。  
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

仮 停 止 処 分 報 告 書

岩手県公安委員会 殿  
(交通企画課長)

下記の理由により、特定自動運行の許可の効力を 年 月 日から  
年 月 日まで仮停止したので報告します。

年 月 日

警 察 署 長 印

氏 名 又 は 名 称

許 可 証 番 号

仮 停 止 の 理 由

弁 明 通 知 書

年 月 日

殿

警 察 署 長 印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	道 路 交 通 法 第 75 条 の 28 第 2 項
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日 まで
備 考	

弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。

- 備考 1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件数及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

別添第12

弁 明 調 書  年 月 日  弁明録取者の職名及び氏名	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
当事者の住所及び氏名  (代理人の住所及び氏名)	
当事者の弁明の要旨	
その他参考となるべき事項	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

提出物目録

年 月 日

警察署長 印

行政手続法第29条第2項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

弁明の件名			
提出者	住所		
	氏名		
提出を受けた年月日		年 月 日	
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者		職名 氏名	

還 付 請 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

住 所

氏 名

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名	氏 名	

別添第15

別紙

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。